

到達目標

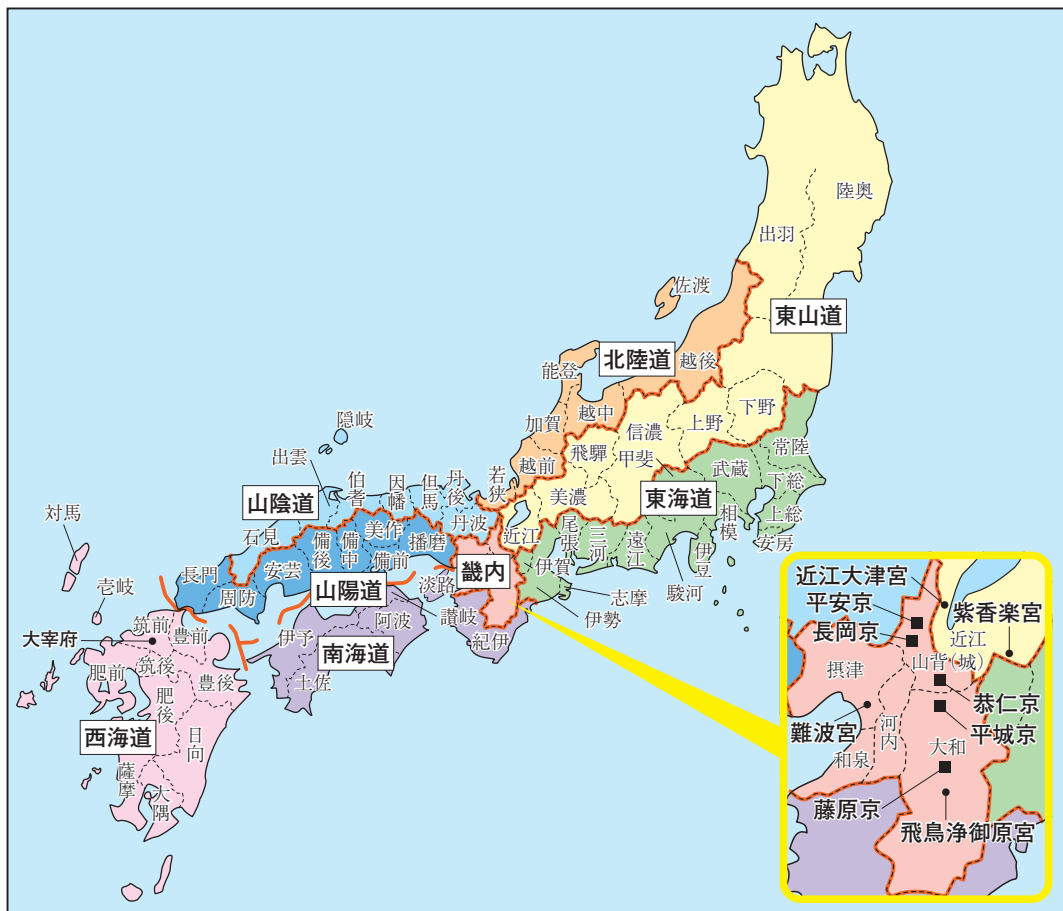
今回扱う時代は、「古代国家成立」の時期として捉えることができるが、そのことを理解するため、以下を目標に学習しよう。

- 律令制の仕組みについて説明できる。
- 奈良時代の政権担当者の変遷について説明できる。
- 律令制下での税制について説明できる。
- 奈良時代の文化の特徴を説明できる。

図表を確認

古代の国名と行政区分は、古代史学習の基礎知識である。しっかり押さえよう。

▼古代の行政区分



注目！

律令国家の形成とともに朝廷が全国をどのように区分して支配したのかや、都の場所を押さえておこう！



1 律令制

今回の学習内容はこう理解せよ！

奈良時代には、律令に基づき、政治機構や地方支配の方法が確立された。まずは、律令に基づく政治機構や地方支配の仕組みを理解し、律令制に関する知識を完璧にしよう。さらに、推古朝頃からめざされてきた中央集権国家が、この時期に律令制と合わせて完成されたという視点を持ってほしい。

知識を整理

◆律令の制定

名称	制定	編者	施行	特徴
大宝律令	701（ <u>大宝元</u> ）年	おきかべ 刑部親王・ <u>①</u>	令 701 年，律 702 年	
養老律令	718（ <u>養老 2</u> ）年	<u>①</u>	757 年	大宝律令と ほぼ同じ内容

律：刑法。中国の律を踏襲

令：行政法・民法。日本の現状に合わせて編纂

◆律令制下の統治機構

律令の下で、全国の一元支配が進み、中央集権体制が確立した。

▶官制

二官八省：神々の祭祀を司る ②，一般政務を司る ③

③の下で八省が政務を分担

国政の運営：太政大臣・左大臣・右大臣・大納言などの公卿から成る太政官での合議制
→天皇の裁可を得る

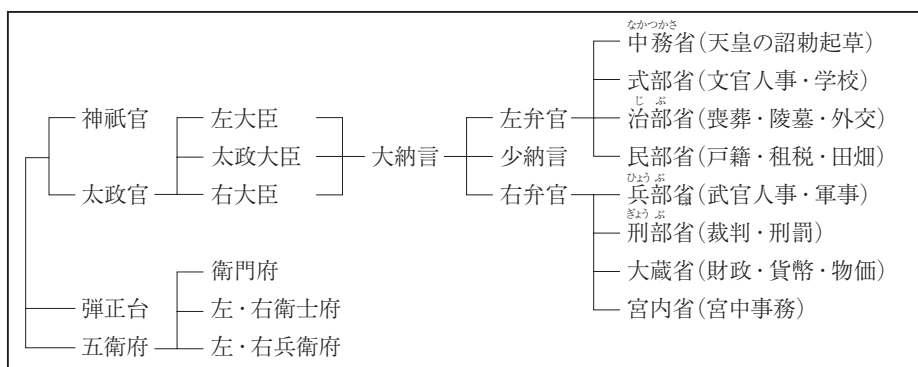
地方機関：各地に国・郡・里が置かれた他、都や重要地域には特別な機関が置かれた

京（都）…左・右京職 摂津（外交の要地）…摂津職

西海道（外交・国防の要地）…④ = 「遠の朝廷」

四等官制：各官庁に、長官・次官・判官・主典が置かれた

▼二官八省



▶行政区分

全国を畿内・七道に区分け

畿内：大和・山背（城）・摂津・河内・和泉

調が半分，庸が課されないなど税制面の優遇があった

七道：東海道・東山道・北陸道・山陰道・山陽道・南海道・西海道

都を起点とした主要幹線道路でもあった

▶地方の行政機構

国・郡・里（のちに郷）…国司・郡司・里長（郷長）が統治

●国司：中央から派遣，6年（のちに4年）の任期で交替

●郡司：旧国造^{くにのみやつこ}など地方豪族から任命，終身制で世襲も可

→旧国造など氏姓制度下の勢力を律令官人として位置づける

▶支配の移り変わり

直接人民を支配していたのは郡司・里長だったが，国司は郡司を統制して国を運営した

→郡司（＝氏姓制度下の地方勢力）から国司（＝律令制下の官人）に実権が移っていく

◆律令官人制の特徴

律令の下で，天皇を頂点とした官僚制が確立した。

●官位相当の制：官人は位階に応じて官職に任命される

…位階・官職に応じて封戸（位封・職封など）・田地（位田・職田など）・禄の支給，調・庸などの免除といった特権があった

●⑤：貴族の子・孫に父祖の位階に応じてある一定の位階を与える

→上級貴族による上位官職の独占と貴族層の再生産が行われる

当初，朝廷の中心人物の多くは氏姓制度下の中央豪族だったが，官僚制の整備が進むにつれ，旧来の氏姓制度は打破されていく

◆律令制下の民衆支配

▶戸籍と計帳

●⑥：6年ごとに作成。これをもとに口分田を班給する

●⑦：毎年作成。調・庸などを徴収するための台帳

→人民の直接支配が可能になった

▶班田収授の仕組み

班田収授法：人民を戸籍に登録し，6歳以上の男女に一定額の口分田を与えて耕作させ，死後は口分田を収公した

▼口分田の割当量

良民男子	良民女子	陵戸・官戸・公奴婢	家人・私奴婢
2段	1段120歩 ※良民男子の2／3	2段（1段120歩） ※良民と同量	240歩（160歩） ※良民の1／3

※（ ）内は女子の割当量

※官有の賤民（陵戸・官戸・公奴婢）と私有の賤民（家人・私奴婢）を合わせて五色の賤という

▶税制度

	正丁（21～60歳）	次丁（61～65歳）	中男（17～20歳）	納税先
租	田1段につき稲2束2把			地方
庸	歳役10日の代わりに布2丈6尺	正丁の2分の1	なし	中央
調	特産物を一定量		正丁の4分の1	中央
⑧	国司の下で年60日以下の労役			地方

※庸・調は都まで運ぶ必要があり（**運脚**），それも民衆の負担となった

→租は口分田にかかる土地税だが，それ以外の税は計帳に基づいて課せられる成年男性に対する**人頭税**が中心だった

その他の負担：●**義倉**…飢饉に備えて粟を蓄える

●⑨…春に稲を貸し付け，秋に利息をつけて返させる

▶軍事制度

兵役：正丁3～4人に1人の割合で徴兵。諸国の軍団に配置され，一部は衛士・防人となる

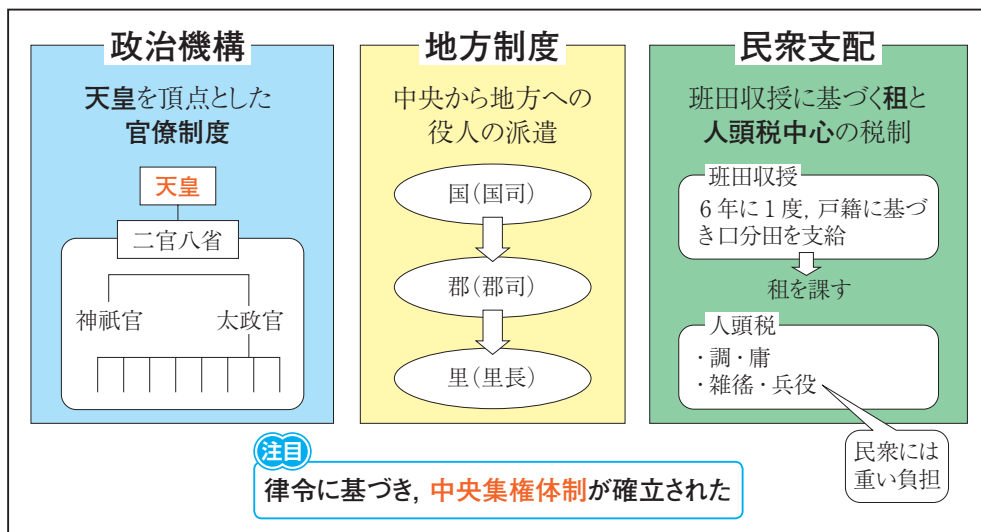
●**衛士**：京都の警備

●**防人**：九州の警備

→武器や道中の食料などが自弁であり，労働力を失うことにもなったため，民衆にとって負担が大きかった

図表で知識を再構築

▼律令制



空欄の解答

- ① 藤原ふひと ② 神祇官 ③ 太政官 ④ 大宰府 ⑤ 蔭位の制
⑥ 戸籍 ⑦ 計帳 ⑧ 雑徭 ⑨ 出挙

2 奈良時代の政治

今回の学習内容はこう理解せよ！

律令に基づき政治制度が整えられるのと平行して、支配領域の拡大も進んだ。一方、中央の政治では、皇族・貴族が政権をめぐる争いを繰り返し、政権担当者が何度も交替した。ここでは朝廷による支配領域拡大の推移を追うとともに、奈良時代の政権担当者の変遷を押さえよう。

知識を整理

◆遷都と貨幣鑄造

▶平城京

710年 元明天皇が藤原京から平城京へ遷都
唐の長安に倣い、**条坊制**に基づいて区画される

▶貨幣鑄造

天武朝頃 **富本銭**の鑄造

708年 ①（皇朝十二銭の最初）の鑄造

711年 流通をめざし、②を發布する

→現物交換が主流の当時、京・畿内以外にはあまり流通しなかった

◆支配領域の拡大

▶蝦夷征討

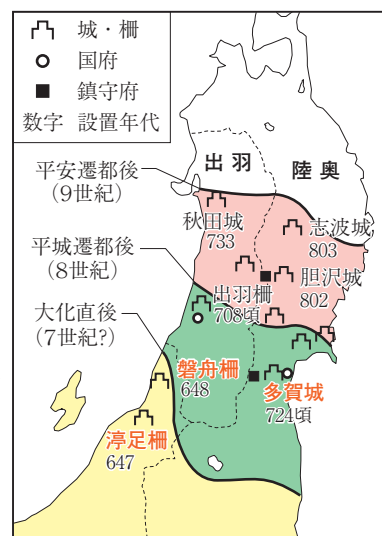
年代	天皇	出来事
647～648	孝徳	日本海側に 淳足柵 ・ 磐舟柵 を設置
658～660	斉明	阿倍比羅夫 が秋田・津軽方面を攻略
712	元明	③国設置
724頃	聖武	多賀城 設置、ここに④国府、鎮守府を置く

7世紀半ばには日本海側に支配領域を拡大していた政府は、奈良時代になると太平洋側にも進出していった。

▶南方領域の拡大

713年 ⑤国設置…**隼人**と呼ばれた人々の服属
多岐（種子島）、掖久（屋久島）など薩南諸島の島国も政府の交易下に入る

▼蝦夷征討



◆政局の変遷

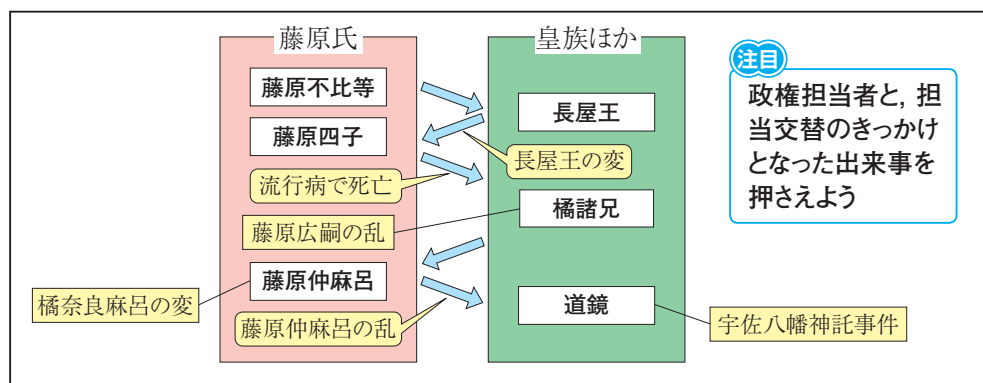
奈良時代には政争が激化し、藤原氏と皇族などが政権をめぐって争った

天皇	政権担当者	出来事
元明	藤原不比等	710 平城京遷都
元正		720 藤原不比等死去
	長屋王	721 長屋王, 右大臣に就任 (724 左大臣に就任) └ 百万町歩開墾計画や三世一身法を出す
聖武		729 長屋王の変…藤原四子が長屋王を自殺させる → ⑥ (不比等の娘) を聖武天皇の皇后とする
	藤原四子	737 藤原四子, 相次いで病死
	橘諸兄	738 橘 諸兄, 右大臣に就任 └ 吉備真備・玄昉を重用して唐風政治を行う
		740 ⑦ の乱…諸兄の台頭に不満を持つ
孝謙	藤原仲麻呂	藤原仲麻呂の台頭…光明皇太后の信任を得る
		757 ⑧ の変…諸兄の子が謀叛を計画
淳仁		758 仲麻呂, 淳仁天皇から恵美押勝の名を賜る
	道鏡	道鏡の台頭…孝謙太上天皇の信任を得る
称徳		764 藤原仲麻呂の乱→仲麻呂敗死
		769 宇佐八幡神託事件
光仁		770 称徳天皇死去→道鏡は下野薬師寺に追放

光仁天皇は道鏡を追放し、仏教政治で混乱していた律令政治と財政の再建をめざす
└ 天智天皇の系統。式家の藤原百川らが擁立

図表で知識を再構築

▼奈良時代の政局の変遷



空欄の解答

- ① 和同開珎 (わどうかいちん) ② 蓄銭叙位令 (ちくせんじょいれい) ③ 出羽 (ひろつぐ) ④ 陸奥 (りくお) ⑤ 大隅 (おおくも) ⑥ 藤原光明子 (ふじわらこうみょうし) ⑦ 藤原広嗣 (ふじわらひろつぐ) ⑧ 橘奈良麻呂 (たちばなならまろ)

3 律令下の土地支配と初期荘園

今回の学習内容はこう理解せよ！

律令制が確立された奈良時代だが、8世紀半ばには早くも公地公民の原則にほころびが見え始めた。ここでは、朝廷による耕地拡大の施策が初期荘園の形成につながった過程を理解するとともに、実は律令制の支配機構に依存していた初期荘園の在り方を押さえよう。

知識を整理

◆不安定な税収

- 自然災害などに生産量が左右されるため、飢饉が起こりやすい
 - 人口が増加すると、口分田の不足が生じる
- ⇒ 朝廷は耕地を拡大して税収を確保するために様々な施策を行う

◆耕地拡大施策

	ひゃくまんちょうふ 百万町歩開墾計画	①	墾田永年私財法
年	722年	723年	②年
内容	農民に食料や道具を支給し、10日間開墾事業に従事させる	<u>期限付きで土地私有を認める</u> ● 新たに灌漑施設をつくって開墾→3代 ● 旧来の灌漑施設を用いて開墾→本人1代	<u>開墾地の永久私有を認める</u> (位階などによって所有面積に制限があった)
結果	実現困難な計画で、成果は上がらず	収公期限が近づくと土地が荒廃した	<u>朝廷は田畑を掌握し土地支配を強化したが、初期荘園の成立にもつながった。</u>

☒ 覚えておきたい

加墾禁止令：道鏡政権下の765年、寺院や現地百姓以外の開墾が一時禁止される

理由…貴族・寺院の土地所有が進んだため

結果…道鏡が退いた後、772年に廃止される

→ 墾田開発が一層進み、初期荘園につながる

◆初期荘園

▶ 初期荘園の成立過程

③により、開墾地の永久所有が認められる

→ 大寺社・貴族が農民や浮浪人を使って大規模な開墾を行い、私有地を拡大

= 初期荘園 (墾田地系荘園) の成立

▶ 初期荘園の特徴

開発主体：貴族や大寺院

経営：④や郡司が担う。周辺農民へ土地を貸し出し (賃租)，その地子 (賃料) を得る

税負担：租税を納める必要があった = 輪租田

租の徴収や国司・郡司といった律令制支配機構に頼っていた初期荘園は、9世紀以降律令制的な行政組織が崩壊すると衰退した。

◆民衆の抵抗

律令制の下、民衆は重い負担をかけられる

→富裕な農民と困窮化する農民に二極化し、困窮した農民が口分田を離れる

⇒荘園運営の原動力になる

- ⑤ …本籍地から流浪した者のうち、所在地が明確で調・庸を納めている者
- ⑥ …本籍地から流浪した者のうち、所在地が不明で調・庸を納めていない者
- 私度僧…政府の許可なく出家して僧侶となり、課役から逃れる者

→口分田の荒廃、班田農民の減少が進む

⇒調・庸の未納や兵士の弱体化が進み、朝廷の財政・軍事に大きく影響した。

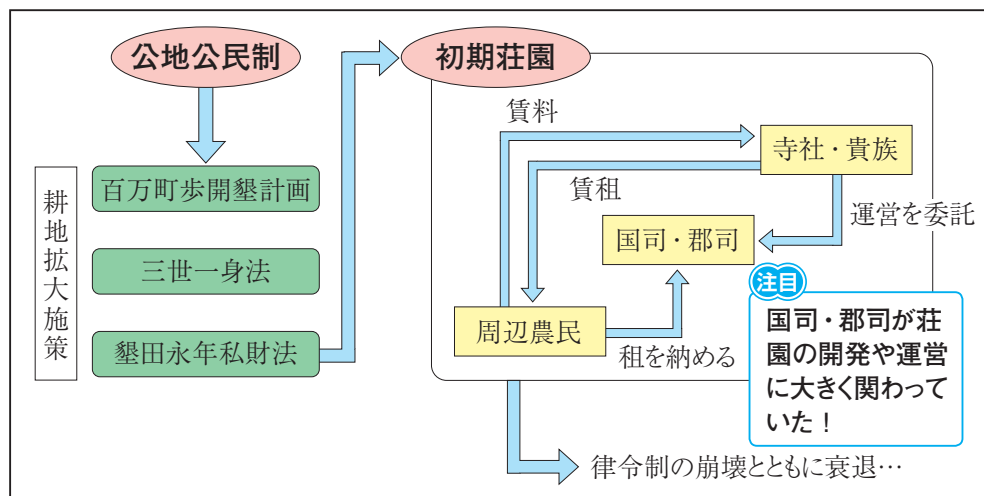
史料 貧窮問答歌

『万葉集』に収められた山上憶良の作品。農民の苦しい生活の様子がみられる。

……竈^{かまど}には 火^ほ気^けふき立てず
 飢^{こしき}には 蜘蛛^{こしき}の巣^{いしかし}かきて 飯炊^{いしかし}
 く 事も忘れて…… 楚^{しゅ} 取る
 五十戸^{さとお}長^{おさ}が声^{こゑ}は 寝屋^{ねや}戸^とまで 来
 立ち呼^よばひぬ 斯^かくばかり 術^{しゅ}無^む
 きものか世間^{よのなか}の道^{みち}
 世間^{よのなか}を 憂^{うれ}しと耻^はしと 思^{おも}へど
 も 飛^とび立^たちかねつ 鳥^{とり}にしあら
 ねば

図表で知識を再構築

▼初期荘園の仕組み



空欄の解答

- ① 三世一身法 ② 743 ③ 墾田永年私財法 ④ 国司
 ⑤ 浮浪 ⑥ 逃亡

4 奈良時代の文化

今回の学習内容はこう理解せよ！

奈良時代においては、鎮護国家思想の下で仏教の発展が見られたが、同時に仏教は国家の下で厳しく統制された。ここでは、鎮護国家思想について理解し、朝廷が行った仏教政策を押さえよう。また、天平文化の特徴として、遣唐使を通じてどのように外国の影響を受けたかを確認しておこう。

知識を整理

◆天平文化の特徴

飛鳥文化：中国南北朝，朝鮮半島，西方の影響

白鳳文化：初唐文化の影響

天平文化：**仏教色が強く、盛唐文化の影響が見られる国際色豊かな文化。**

国家仏教の展開…**鎮護国家思想**の広まり

▶外国の影響，技術の発展

奈良時代には遣唐使によって、盛唐や、唐を介して伝わった中近東・ヨーロッパの文物がもたらされ、天平文化に影響を与えた

正倉院宝物：聖武天皇の遺品の他，唐・ペルシャ・ギリシャなどの品物を納める

●建築物：**正倉院宝庫**…**校倉造**。聖武天皇の遺品を納める

●彫刻 ① 像：粘土で作った像

「東大寺法華堂執金剛神像」「東大寺法華堂日光・月光菩薩像」

② 像：麻布を漆で塗り固めた像

「興福寺阿修羅像」「東大寺法華堂不空罽索観音像」

◆仏教の発達

▶国家仏教

● ③ 思想：仏教により国家安泰をはかる

背景…政争の激化，疫病の流行などの社会不安

仏教は国家の保護を受け発展し、政治と結びつく一方で、国家からの統制を受けた。

例) 政治との結びつき…道鏡の台頭

国家からの統制…僧尼令

▶聖武天皇と仏教

年代	出来事
741	国分寺建立の詔：諸国に国分寺・国分尼寺の設置を命じる
743	大仏造立の詔：紫香楽宮で盧舎那大仏の造立を命じる
752	大仏開眼供養（孝謙朝）

▶ 仏教の発展

教理研究が進み、**南都六宗**（三論・成実・法相・俱舍・華嚴・律）が形成

南都七大寺の整備

④ の来日…戒律を伝える。東大寺に国内初の**戒壇**を設置

神仏習合思想…神と仏は本来同一のものであるとした

▶ 仏教思想により社会事業を行った人々

⑤ : 用水・交通施設の設置

民衆への布教→政府に弾圧される。のちに大僧正に任ぜられて大仏造立に協力する
光明皇后: **悲田院**・**施薬院**の設置

◆ 律令制の確立と文化

▶ 国史・地誌の編纂

天皇による統治の正統性や国家形成の経緯を示すため、**国史の編纂事業が行われた。**

『古事記』: 天武天皇の命で ⑥ が誦習, 元明天皇の命で ⑦ が筆録

『日本書紀』: 舎人親王らが編纂。六国史の最初

『風土記』: 国ごとに編纂され、特産物などが記された

▶ 教育機関

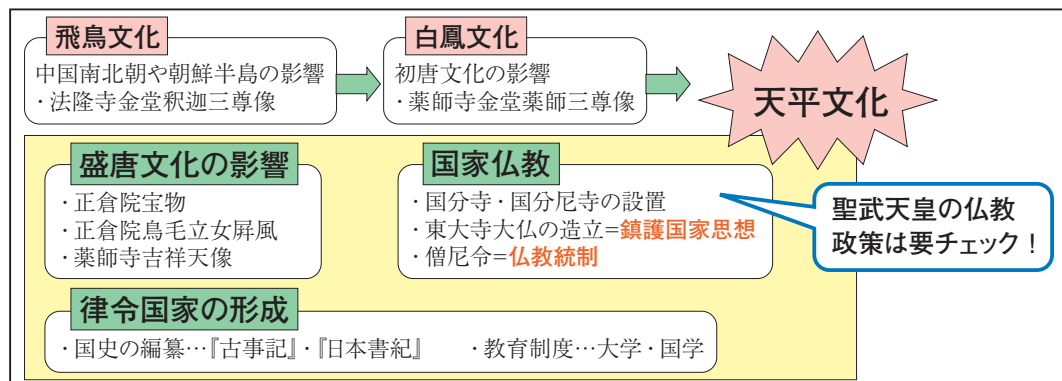
律令制下の**官吏養成機関として教育機関が整えられる**

⑧ : 中央につくられた、貴族の子弟のための機関

⑨ : 地方につくられた、郡司の子弟のための機関

図表で知識を再構築

▼ 天平文化の特徴



空欄の解答

- ① 塑像 (そ ぞく) ② 乾漆 (かんしつ) ③ 鎮護国家 (ちんごこくか) ④ 鑑真 (かんしん) ⑤ 行基 (ぎょうき)
⑥ 稗田阿礼 (はいだの あ れ) ⑦ 太安万侶 (たやすまろ) ⑧ 大学 (だいがく) ⑨ 国学 (こがく)